

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

2019 年度春闘 6 月期一時金の回答

5 月 10 日（金）に原子力機構へ提出した「2019 年 6 月期 一時金要求書」について、5 月 30 日（木）に団体交渉を行い、回答を受領しました。取り急ぎ、回答書の 6 月期ボーナス（＝期末手当、一時金）の内容について皆様にお知らせいたします。

- 一般職員： 2.225 月（2018 年 6 月期は 2.125 月で今回は+0.10 月）
- 定年後再雇用嘱託： 常勤 1.4 月 非常勤 0.5 月（2018 年 6 月期と同じ）
- 臨時用員： 本給日額の 24.5 日分（最大）（2018 年 6 月期と同じ）

回答は「6 月期ボーナス 2.225 月」というもので 2018 年 6 月期より+0.10 月となっております。しかし、団体交渉では 6 月と 12 月の支給月数を同じとする方針が示されており、6 月期の増加分は 12 月期に減少する分を先取りしたのとなっております。月数が減少または現状維持となるよりはマシですが、もっと独自性を発揮し、職員のモチベーションが向上するような回答が望まれるところです。

また、定年後再雇用嘱託や臨時用員については 2018 年から据え置きとなっており、一向に改善に取り組む姿勢が見られません。今後は、誠意ある回答を引き出せるように交渉を継続していきますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします！

令 0 1 原機（人）0054
令和元年 5 月 30 日

日本原子力研究開発機構労働組合
中央執行委員長 殿

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長

回 答 書 (令和元年 6 月期末手当)

2019 年 5 月 10 日付け 70 原研労中 1-38 号をもって要求のあった
期末手当について、別紙のとおり回答する。

別 紙

1 支給範囲

令和元年6月1日（基準日）に機構に在職する職員、定年後再雇用嘱託及び支給日現在で在職する臨時用員である組合員並びに平成31年4月1日から令和元年5月31日までの間に退職した職員で、組合員であった者

2 支給額

(1) 一般職員

基準内給与月額に2.225を乗じ勤務成績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）とする。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

(注) 1) 基準内給与月額は、基準日（退職者については、退職日）現在の本給、扶養手当、法定主任者手当、研究手当、初任給調整手当、地域調整手当及び給与制度の総合的見直しの経過措置額の合計額とする。ただし、休職者の基準日現在の基準内給与月額は、次のとおりとする。

(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている職員については、期末手当支給対象在職期間（平成30年12月2日から令和元年6月1日まで）における休職発令直前の本給、法定主任者手当、扶養手当、研究手当、初任給調整手当、地域調整手当及び給与制度の総合的見直しの経過措置額の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。

(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。

2) 加算額は、職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第3項第4号に定めるところによるものとする。

3) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある職員のうち、当該期間に勤務した期間がある職員については、期末手当を支給する。

4) 期間率は、以下のとおりとする。

(イ) 平成30年12月2日から令和元年6月1日の間に採用された者の期間率

平成30年12月2日の採用者	1.00
平成30年12月3日から平成31年1月1日までの採用者	0.90
平成31年1月2日から 2月1日までの採用者	0.80
平成31年2月2日から 3月1日までの採用者	0.70
平成31年3月2日から 4月1日までの採用者	0.60

平成31年4月2日から令和元年5月1日までの採用者	0.50
令和元年5月2日から6月1日までの採用者	0.30

(ロ) 欠勤者の期間率

欠勤日数20日未満の欠勤者	1.00
欠勤日数20日以上30日未満の欠勤者	0.97
欠勤日数30日以上50日未満の欠勤者	0.93
欠勤日数50日以上70日未満の欠勤者	0.89
欠勤日数70日以上90日未満の欠勤者	0.85
欠勤日数90日以上120日未満の欠勤者	0.80
欠勤日数120日以上150日未満の欠勤者	0.75
欠勤日数150日以上の欠勤者	0.60
期末手当支給対象在職期間全日数欠勤者	0.50

(注1) 欠勤対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 就業規程(17(規程)第58号)第44条第1号(結核性疾患)及び第2号(結核性疾患以外の傷病)による休職者は、期末手当支給対象在職期間における欠勤日数と休職日数を通算し、欠勤者期間率を適用する。

(注3) 期末手当支給対象在職全期間休職者は、全勤務日数欠勤者の期間率を適用する。

(注4) 傷病による欠勤日数が30日未満の欠勤者の期間率は、1.00とする。

(ハ) 勤務実績のある休職者の期間率

勤務実績020日未満の休職者	0.63
勤務実績020日以上030日未満の休職者	0.78
勤務実績030日以上060日未満の休職者	0.82
勤務実績060日以上090日未満の休職者	0.86
勤務実績090日以上120日未満の休職者	0.90
勤務実績120日以上150日未満の休職者	0.94
勤務実績150日以上164日未満の休職者	0.98
勤務実績164日以上の休職者	1.00

(注1) 勤務実績のある休職者の期間率適用対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 勤務実績とは、期末手当支給対象在職期間における休職期間を除いた在職期間をいう。

(二) 育児休業者の期間率

育児休業期間の2分の1の期間と勤務実績を合算して得られる日数が

092日以上120日未満の育児休業者	0.90
120日以上150日未満の育児休業者	0.94
150日以上164日未満の育児休業者	0.98
164日以上の育児休業者	1.00

(注1) 育児休業者の期間率適用対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 勤務実績とは、期末手当支給対象在職期間における育児休業期間を除いた在職期間をいう。

(ホ) 介護休暇を取得した者の期末手当の期間率については、期末手当支給対象在職期間における介護休暇日数に応じて傷病欠勤者の期間率を適用する。

(ハ) 退職及び死亡した者の期間率

平成31年4月中に退職及び死亡した者	0.60
令和元年5月中に退職及び死亡した者	0.80

(2) 6級の職責手当受給職員（課長特例級は除く。）

基準内給与月額に2.225を乗じ勤務実績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）とする。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

(注) 1) 基準内給与月額は、基準日（退職者については、退職日）現在の本給、専門職務手当、法定主任者手当、扶養手当、地域調整手当及び給与制度の総合的見直しの経過措置額の合計額とする。ただし、休職者の基準日現在の基準内給与月額は、次による。

(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている職員については、期末手当支給対象在職期間（平成30年12月2日から令和元年6月1日まで）における休職発令直前の本給、専門職務手当、法定主任者手当、扶養手当、地域調整手当及び給与制度の総合的見直しの経過措置額の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。

(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。

2) 加算額は、職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第3項第3号に定めるところによるものとする。

3) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある職員のうち、当該期間に勤務した期間がある職員については、期末手当を支給する。

4) 期間率は、一般職員と同様とする。

(3) 7級及び6級課長特例級の職責手当受給職員

6級の職責手当受給職員と同様の基準により支給する。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

なお、加算額については職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第2項第2号及び第3項第2号に定めるところによるものとする。

(4) 定年後再雇用嘱託

基準日に定年後再雇用嘱託が受けるべき報酬月額及び地域調整手当月額の合計額に常勤は1.4、非常勤は0.5を乗じた額とする。

(注) 支給対象期間に欠勤日数がある場合は、期間率を乗じて支給する。

期間率は支給対象期間における出勤日数を同期間における出勤すべき日数で除して得た額とする。（小数第3位を切り上げ）

(5) 臨時用員

平成30年12月2日から令和元年6月1日までの期間における出勤日数に応じて支給する。

1) 出勤日数	20日以上	40日未満の者	本給日額の9.5日分
2) 出勤日数	40日以上	70日未満の者	本給日額の18日分
3) 出勤日数	70日以上	100日未満の者	本給日額の22日分
4) 出勤日数	100日以上の者		本給日額の24.5日分

(6) 地域を限定して勤務する職員

地域を限定して勤務する職員の取扱いに関する規程（25（規程）第71号）第5条第2項第5号及び第6条第2項第5号に定めるところにより支給する。

3 支給日

令和元年6月21日までに協定が成立した場合、令和元年6月28日とする。

以上

役員選挙 立候補者を募集中！

現在、原研労組の役員選挙について、立候補者の募集を行っております。

募集する候補者数としては、労組全体で中央執行委員を10名、中央委員を10名となっております。支部執行委員・分会長の皆様には、分会の開催や組合員への連絡を行い、候補者となっていただける方の選出を進めてくださるようお願い申し上げます！立候補していただける人数が多ければ多いほど、活動を分担して、一人一人のご負担を減らすことができますと思います。

原子力機構・量研機構で働く人達の処遇・職場環境の改善を進め、合理的・効率的で組合員の皆様のご期待に応える活動をするためにも、皆様、立候補について、是非ともご検討をよろしくお願いいたします！

◎立候補の届出

【期 間】 5月29日(水)～6月5日(水) 毎日9時～18時迄

【届出先】 中央選挙管理委員会 及び 各支部選挙管理委員会

事務所の引っ越し お手伝い募集中！

労組事務所の引っ越しについて、お手伝いをしていただける方を募集しております！

現在の原研労組事務所（原科研内）は耐震診断の結果、強度不足と判定されたため、事務所を移転する方向で準備を進めております。移転先は旧互助会の建物で、現在の労組事務所のすぐ隣となっております。

現在、古い資料の整理などを進めておりますが、63年間に及ぶ活動の膨大な資料の整理は半端なことではありません。まさに労組の歴史そのものの整理整頓となっております。

今後の作業内容としては、古い資料・不用品の整理と片付け、机・棚等の移動と固定、資料類の保管などがあります。少しの時間でも結構ですし、日時も調整いたしますので、お手伝い可能な方は中央執行委員までお知らせください。皆様のご協力をよろしくお願いいたします！



新事務所（左、予定）と現事務所（右）
